

佐伯市戦後五十年史(七)

矢野市政と町村合併

矢野 彌生

(会員 佐伯市中山区)

(前号)

六 矢野市政と産業の復興

(一) 工業都市転換へのきびしい道

(二) 佐伯湾に新しい産業

(三) 佐伯港開港 (四) 番匠川改修

七 矢野市政と町村合併の状況

(一) 南海部郡の町村合併

町村の合併 (切畑村・佐伯市への合併を望む) 矢野

問 題 市政の八年間は、地方自治体事業の拡大

と、財政の裏付が伴わない制度の改革で、単に佐伯市だ

けでなく、いずれの市町村にとつても苦難の時代であった。

昭和二十八年(一九五三)に制定された市町村合併促進法は、地方行政の簡素化を目標にしたもので、大分県でも同年九月町村合併促進審議会を設置、昭和三十年までに全市町村の九〇％縮小を目指して積極的工作を進めた。

佐伯市は同三十年一月、木立村・下堅田村・青山村・切畑村の一市四村で合併促進協議会をつくり、合併工作をした(『佐伯市史』)。

当時の南海部郡の合併の動きをみると、昭和二十九年九月に上野村役場で開かれた五か村合併協議会で本格化し、当初は明治・上野・切畑・中野・因尾の五か村合併の線でスタートとした。

しかし、同年九月に入ると切畑・因尾の両村が合併を渋るような動きを見せ始め、翌三十年になると、切畑の佐伯市指向の姿勢が鮮明になり、合併は最初から大きな壁に直面することになった。

ことに切畑村では提内地区民一〇〇戸が佐伯市への編入を強く希望し、村議会もこれを受けて切畑村の佐伯

市編入方針を決
議、また、佐伯
市議会もこれに
対応して受入承
認の決議をして
いた。

また、切畑村
の佐伯市編入希
望の理由につい
ては、今少し定
かでないが、将
来の地区発展の
期待を、より大
規模な地方自治
体との合併にか
けたのではない
かと推定される
したがって、県
の指導に対して
あくまで合併拒

第18表 佐伯市・南海部郡町村合併状況

(単位：人)

新町村名	合併年月	合併した町村名	人口
佐伯市	昭和30年3月	佐伯市・青山村・下堅田村・木立村	51,226
上浦町			6,825
弥生村	昭和31年2月	切畑村・明治村・上野村	8,887
本匠村	昭和30年6月	因尾村・中野村	5,031
字目村	昭和30年4月	小野市村・重岡村	9,898
直川村	昭和26年4月	直見村・川原木村	5,410
鶴見村	昭和30年3月	西中浦村・中浦村・東中浦村	9,023
米水津村			4,924
蒲江町	昭和30年3月	蒲江町・上入津村・下入津村・名護屋村	17,012

(『鶴見町誌』より引用。人口は昭和30年の国調。)

否を貫くには、やや根拠に乏しいきらいは否めなかつた。

三月一日、明治村役場において明治・上野両村合併促進協議会が開催された。この席上では今後の合併の方向について「三か村合併の線を打出すこと」が確認されたが、その翌日には村民代表二〇人が県庁に出向き、地方課に三か村合併を極力強力で推進するように申入れた。これに対し、県当局も、七月に出県した切畑代表に対し、佐伯市合併の不可なることを通告した。

他方、因尾・中野両村の合併問題の去就については、うよやくせつ 紆余曲折もあつたが、二月段階の協議会で二村についてその方向で合意がなつていたので、合併問題は渋る切畑をかかえながらも三村による合併の方向に大きく一歩を踏みだすことになつた。

新聞報道では、当時の状況を次のように伝えている。

南海部郡切畑村は、かねてから佐伯市議会もこれを承認しているが、県当局は七日出県した切畑村代表に対し「同村の佐伯市合併は、県の町村合併計画に反するので認め難い」と最終的な結論を明らかにした(中略)。

しかし、切畑村としても佐伯市吸収合併の村会決議を行っており(中略)、三村合併に乗りかえることは困難ではないかと言われているが、村民の中には「県の認められないものを無理に推し進めるのもどうか(中略)、この際構想を改めて三村合併推進に乗り代えてよいのではないか」という声も出ており、今後の動きが注目される。

その後、三村合併問題は、紆余曲折もあったが、県議会は合併を承認、知事もこれを認可して、昭和三十一年二月、三村合併による昭和村が成立した。

〔西中浦も佐伯市合併を申し入れ〕 昭和三十年(一九五五)三月三十一日に、西中浦・中浦村・東中浦村の三村が合併して鶴見村が成立。しかし、合併に至るまでには、地区間でかなり激しい意見の対立があった。県の意向としては、米水津村を含む四村合併であったが、合併の主軸となる西中浦村の意見が二分し、決定が難行した。

西中浦村では、吹浦・地松浦・沖松浦・有明浦より選出された代表四十数名が、合併促進委員会を作り検討を重ねた。西中浦村が佐伯市に合併説、地松浦伍長・佐野

鮎蔵氏は三村合併説・有明浦代表はその合意に従うというニュアンスであった。

お互い地区で決定した意見であるため主張を譲らず、昭和二十九年三月から三十年二月まで、八回にわたって促進委員会が開かれた。浜崎村長は、佐伯市合併論が強い促進委員会の意向をもって、県と佐伯市に打診。その結果、「西中浦村だけの佐伯市合併は認めない。三村の佐伯市への合併は佐伯市が受けない。」という回答を得て、三村合併に決着。米水津村との合併は、交通事情が悪いため合意に至らなかった。

西中浦・中浦・東中浦の三村合併委員会での合意条件は左記のとおりであった。

①本庁の位置は、西中浦村役場とする(会議室の増築)。

②人員は本庁一五人・中支所四人・東支所五人(大島分室を含む)とする。

③村議会議員の定数は二三人とする。

第一回は選挙区を設けて、西中浦村より一〇人・中浦村より五人・東中浦村より七人とする。

④教育委員・農業委員も解消して新委員を決める。

⑤三村ともに財産等は全部持ち出し、その他詳細は事務的に処理する。⁽⁴⁵⁾

(二) 佐伯市三村を編入合併

市村合併 〔下堅田村の尻高山山有林の管理処分が問題の経過 〕に昭和三十年二月二日、下堅田村会で佐伯市編入合併に至る経過について今山今市村長は説明し、議会に承認して戴きたいと述べている。議員から合併に伴う尻高山村有林の管理処分に質問があり、岩田儀一助役は「今から十五ヶ年は下堅田で管理することになる」と、答えている。

また、議長は「合併後の新しい市で管理条例を作り決めることであるので未だ決定はしていないが、下堅田八分、佐伯市二分の線を強く要望してある」と、答えている。ある議員は、「この合併に関しては相当期間相当回数を重ねて審議しているし、広く村民の意志をも尋ねて聞き入れてあるので原案通り承認しても良いと思う。もし、万一当方の要望事項で市側の諒承している尻高山処分の件について、市側は実行しない場合は知事への編入合併申請を取消すこともまた、不可能なことではない」

と、述べている。

さらに、村会の傍聴者から発言の要求があり、認められた。傍聴者加藤喜一郎は、「尻高山を最小限財産区制によって維持出来るのでなければ合併は絶対反対である」との意見がでている。

二月二日の村会では結論がでないまま、延会となり、同月三日に再度審議され、執行部原案通り可決されている。⁽⁴⁶⁾

(追記) 平成の現在、林業は価格の低迷などで見通しの立たない現状下であるが、染矢栄組合長の山を愛する

佐伯市三村合併申請書

佐伯市三村合併申請書

熱意、旺盛なる行動力の下、尻高山は下堅田生産森林組合(四百八十一名)として、公団契約で間伐・下刈り・植林・林道整備など、育林が進められている。

〈木立村・青山村・佐伯市への合併賛成〉 佐伯市への

三村合併の中で、木立村では昭和二十九年十二月二十七日、村議会が開催されている。山田甚吉村長は提案理由

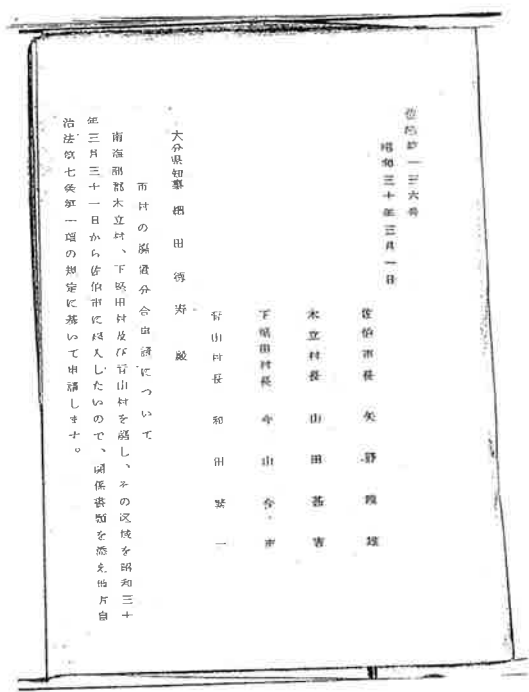
として「町村合併促進法の趣旨に基いて住民の福祉増進のため、及び地方自治体の運営の合理的且能率的に行うため現在までの経過について、部落伍長会に於いても、各種団体長会議に於いても佐伯市に編入合併の気運が強く、伍長会の経過として各部落の合併意見も全村一致合併に賛成の回答がありましたので提案するものであります」と述べている。

これに対して、村会でも特に反対意見はなく、満場一致、佐伯市への編入合併が可決されている。

また、青山村議会でも昭和三十年一月二十九日の村議会で可決されている。

新佐伯市 〔木立・下堅田・青山の三村、佐伯市へ編入の発足 合併〕 当時の『佐伯市報』は、次のように新佐伯市の発足について伝えている。

町村合併は、住民の福祉を第一に考えて行われるものである。当市も町村合併促進法成立以来、真剣にこの問題と取組んで来たが、木立・下堅田・青山の三村を編入合併することを、一月三十一日開会さ



市村の廃置分合申請文書



第12図 新市域

れた第二十四回定例市議会に於て議決され、併せて合併促進協議会の設置を見、協議会を重ねて来た結果、此の度種々の事務引継もほぼ完了したので、三月三十一日付をもって、上記三村を編入し、佐伯市の地図は新しく書き替えられた。

木立・下堅田・青山は工業都市として発展途上にある佐伯市の「ヒンターランド」としての位置があり、農林の振興と相伴って新佐伯市への建設に輝かしい第一歩をふみ出したのである。

次に現在までの佐伯市と新佐伯市の現況を比較してみると、下記の通りである。尚、これらの村には

各支所を置き、支所の位置は旧村役場をもって充てる。従つて、木立支所は佐伯市大字木立、下堅田支所は佐伯市大字下堅田、青山支所は佐伯市大字青山にそれぞれ置くことに決定した。

第19表 新佐伯市の現況 (単位：人、km²、戸)

地区	区分	人口	面積	戸数
新佐伯市		47,785	196.68	10,116
佐伯市		39,776	79.71	8,601
木立村		2,858	23.41	510
下堅田村		3,355	21.96	656
青山村		1,796	71.60	349

(『佐伯市報』昭和30年4月1日号による)
注：人口、戸数は昭和25年国勢調査。

〈新佐伯市・面積は約二・五倍に、人口は八〇〇〇人増加〉 新佐伯市は合併前に比べ、人口は八〇〇〇人の増加、面積は約二・五倍となり、名実ともに県南の第一の都市となった。

当時の市長・村長・各議会議長は次のとおりである。

佐伯市長	矢野龍雄	市議会議長	本川福治郎
下堅田村長	今山今市	村議会議長	疋田 角太
青山村長	和田繁一	村議会議長	染矢類太郎

木立村長 山田甚吉 村議會議長 山内徳次郎
昭和三十年四月の選挙で、市政は矢野市長から出納市長へバトンタッチされた。

(三) 町村合併余話

こじれた (四年間にわたった清川村の分離問題)

町村合併昭和三十一年秋、梶新市町建設促進審議会の会長代理・加藤初夫・後藤十四馬ら審議会委員は、もめる清川村の分離問題を調査のため、同村白山地区に乗り込んだ。道の両側には、村長派の分離反対派と、反村長派の分離派がびっしりつめかけている。ともにハチ巻きをしめ、スキのない鋭いまなざし。聞きしにまさる緊迫した空気である。

一行は、同行した県地方課長・鬼塚金寿、行政係長・後藤哲郎、三重連絡事務所長・藤原一男、清川村長・和田至暁、助役・工藤勝らとともに、白山地区大白谷を見て、木橋に車がさしかかった。

わけのわからない喚声のようなものがあがると同時に、和田、工藤の乗った車から、白い煙が突然吹き上げた。うしろから車でついていた藤原は、村長反対派が、

車に火を放ったと思った。「あぶない。車をバックさせろ」あとの車に向かってどなった。白い煙はもうもうと四、五層も上がっている。よくみると、石灰を投げつけているのだ。それがすむと、反対派が車を取り巻いた。「たたき殺せ」竹の棒で、車をとこまわずたたいた。三重署長・小名川十郎の車は、村長派に包囲され、抱き上げられ、ゆすぶられる。あげくのはては、両派のにらみ合いになって、手当り次第に石を投げ、橋の上は入り乱れての騒ぎになった。一行は命からがら窮地を脱した。

清川村民同士が憎み合い、血を流し合うようになったのは昭和二十九年五月、県が大野郡の緒方町と長谷川・小富士・上緒方・牧口・合川・白村の六村を合併して、緒方町をつくる案を出したからだ。この合併案は、地元反対でくずれ、牧口・合川・白山の三村で、清川村をつくることになった。ところが、白山村では、三重町や緒方町との合併賛成の声もおこり、白山村長・村議のりコールさわぎまでもち上がった。

県は、町村合併促進法ができて、町村合併をあせるあまり、三重・緒方両町に合併を望む地区は合併後、あら

ためて住民投票で、解決するという条件をつけて、とりあえず三十年一月、清川村を発足させた。

これがさらに問題をこじれさせた。はじめ知事の細田は、清川村白山地区十二地区のうち、九地区を三重・緒方両町に分離するよう勧告したが、村長の和田らは、九地区が分離すれば、合併促進法の基準である一村八〇〇〇人に達せず、法の精神に反すると反対。分離賛成派は、県の勧告を支持して、和田とまっこうから対立、村は二つに割れた。

村長派の分離反対派は県の勧告にしたがわず、三十年八月の住民投票も、奥畑・大無礼地区など四地区をのぞく五地区でしかやらない。反村長派の分離賛成派は、村の処置をなじって青年行動隊をつくり、盛んにアジる。村長派の分離反対派は、これに対抗して、軍隊もどきの清川村自衛隊を組織した。

家の玄関口には、両派の門標がはられ、村の辻には、両派の監視が日ごと夜ごとに立ち、相手の動きをマークした。県庁には、両派からの陳情団が連日くり出し、三重・牧口の国鉄駅は、陳情団でキップ売り切れ。

県が現地に行くと、伝令がとび、電話は盗聴されて、

情報はつつ抜け。竹ヤリが用意され、撃退用の放水ポンプが要所におかれている。ちよつとしたことでも、両派の間で、口論や暴行さわぎが起きた。二派にわかれた親子はあいさつもせず、恋愛もご法度。いがみ合いは常識をはずれていた。

しびれを切らした県は、三十二年三月十三日告示、十七日投票で、清川村から九地区を分離するかどうかの住民投票を、県の代執行で行なうことになった。いよいよ土たん場に追い込まれたのだ。

連絡事務所長の藤原は、大野郡選出の県議・神野専一、首藤卓見らをつれて、最後の説得にかかった。「投票になれば、分離賛成派が勝つ。投票によらず、村会で分離を決議したかどうか」和田や村会議長の仙波梧楼ら「分離反対派に、こんこんと説いた。一同は別室に引き下がった。

しばらくすると、激しいすすり泣きの声ももれてきた。村選管委員長の麻生が、藤原らのところに目を赤くしてきた。「ちよつと来て、みんなをみて下さい」藤原はそれをきっぱり断わった。残念がる人たちを見れば、同情がわく、決意もにぶる。やつと和田らもあきらめた

ようだ。昭和三十三年三月十三日午前一時四十分すぎ、暁の村会で、清川村の一部を緒方・三重両町へ分離することを議決、四年間にわたった難問にピリオドを打った（『激動二十年』）。

〔役場の位置で紛糾した重岡・小野市の両村〕 昭和二十九年十一月、重岡・小野市両村において、村長・議会議員・各種団体の長・学識経験者五〇名からなる合併準備委員会が、それぞれ発足した。同月三日開催された合併準備委員会において両村は、それぞれ合併することに賛成と決定した。

昭和二十九年十一月二十三日、小野市・重岡両村代表三〇名からなる合併促進協議会が発足した。会長に小野市村長高山由太郎、副会長に重岡村長榎長治郎を選出した。翌月二十三日、第一回合併推進協議会が小野市役場で開催され、合併準備委員会で決定された二十三項目の主要事項が審議された。

合併の形式は両村対等の合体合併とし、両村の現況を村民に公表することにした。しかし、両村合同の合併準備委員会で決定された第二項の「役場位置」については、両村が真つ向から対立し激論となった。数回の合併

促進協議会においても、この役場位置の問題は決定することはできなかった。

昭和三十年（一九五五）一月二十日、こうした状況の中で小野市村長高山由太郎は、この状態を憂慮し、大分県町村合併促進審議会長に現地調査を依頼して、判断をしてもらう旨申請した。

こうした状況下で、合併促進協議会は役場位置の問題について数度協議を重ねた結果、第二項の新村の中央部に位置を選定し、「四年以内に建築する」を「二年以内」に建築すると修正し、同年三月一日両村の議会において議決し、翌四月一日より施行することに決定した。

昭和三十年四月一日、旧重岡村・旧小野市村が合体合併して「宇目村」が発足した。しかし、合併はしたものの村長榎長治郎は、旧両村の最も重要な合併条件であった「新村の役場は成可く新村の中央部に位置を選定し二年以内に建築する」とした協定遵守を迫られることになった。

以後、紆余曲折があったが、二年目後半になって村長は、合併条件履行のための原案を議会全員協議会で検討し提出するよう要請。これを受けて議会は「庁舎位置審

議委員会」を設定して協議を進めたが、現状維持派(旧重岡村役場を本庁・旧小野市役場を支所とする)と、合併条件遵守派とが真つ向から対立し、重岡対小野市の地域感情の確執となつて現われ、区長会や地域住民を巻き込み、旧両村をあげての争いにエスカレートしていった。

特に両村役場付近の地域住民及び議員の反対意志が極めて強く結論を出すに至らなかつた。

こうした状況の中で村長は、合併条件の期限到来を理由に村議会全員協議会に役場位置を次のように提案した。

役場位置を宇目村大字千束一〇七五番地(現役場位置)及びその周辺とする。

この提案も旧小野市村議員賛成、旧重岡村議員反対となつて又々綱引が始まつた。そこで村長はこの案に反対する議員の代案を強く要求し、案がなければ次回の村議会に前述の役場位置の案を議案として提案する旨通告した。

昭和三十二年六月二十四日第二回定例会に、役場位置を第六号議案として提出している。

この案の要点は「この位置は本庁(旧重岡村役場)と支所(旧小野市村役場)との中間であり地理的にみて、新村の中央部と云える。交通の便も良く而も高層の地点であるのでこの所より両地区を展望することによつて適正公平な施策が執行出来ると思う」(以下略)

提案された役場位置は旧小野市と旧重岡村の境界にある榎峠(小峠ともいう)で標高二七四^{メートル}。町をとりまく峠に比べると、難所というほどではない。重岡・小野市の両盆地から比高は一〇〇^{メートル}以下で低い。

この議案は最も重要議案として会期を二十一日間延長し、再び協議されたが、結論が出ず、さらに会期を十五日間延長し継続審議することになった。

議会において白熱した議論の最中、旧重岡村全区長から民意を無視しているとして次のような「区長事務拒絶書」が提出されるに及んで、ますます混迷の度を深めていった。

こうした状況下で、八月三日本会議が開会された。議長は四十日間の長期にわたり本議会あるいは全員協議会で審議してきたので、本案は本日表決すると宣した。表決は無記名投票となり、投票の結果賛成十五名、反対七

票で可決され、新庁舎の位置「大字千束一〇七五番地」(現役場位置)に決定した。

昭和三十年四月一日、宇目村が発足して以来、二年五か月の長期にわたり紛糾した役場位置問題も、ようやく解決したのである。⁵⁰⁾(続く)

【注】

(42) 三重野勝人「三村合併と新生弥生村の発足」

〔弥生町誌〕 弥生町 平成八年

(43) 『大分合同新聞』(昭和三十年三月八日版)

(44) 神田音繁「難航したわが町域の合併」

〔鶴見町誌〕 平成十二年

(45) (44)に同じ

(46) 『佐伯市三村合併申請書』

(47) 高司良恵「疋田慶次郎・人物伝」

〔佐伯市報〕 平成十一年七月一日号

(48) (46)に同じ

(49) 『佐伯市報』(昭和三十年四月一日号)

(50) 『宇目町誌』(平成三年)の資料から抜粋・要約し

てまとめたもの。

小川越

直川村と本匠村の小川地区を結んだ峠。標高三〇〇⁵¹⁾。下直見・上直見・横川の三村の人々は、古くから本匠村の小川地区と生活上関係が深かったと語り伝えられている。

この小川越は小川の人々がよく利用し、牛馬売買の博^{ぼくろ}労や古着屋・千魚商人が越していた。大正九年(一九二〇)、鉄道日豊線の開通によって、小川の人々が駅に出るのに一時また、峠越しが盛んになったという。

また、水口^{みなぐち}の集落の人々は古くは峠を越して小川の隣村へ炭焼き仕事や草刈りに出かけていたと古老は語っている。小川越のなかには、昭和三十年代の前半ごろまでは利用されていたが、現在は全く利用されず、昔の面影はない。(『直川村誌』)